

議案第 21 号

渋川市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 28 日提出

渋川市教育委員会
教育長 中 沢 守

渋川市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則

渋川市教育委員会事務局公文書管理規則（平成 23 年渋川市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「市長の決裁又は副市長の専決」を「市長又は副市長の決裁」に、「同条第 6 項中「出先の機関の長等」とあるのは「教育機関の長」に、」を「同条第 2 項中」に、「第 49 条」を「第 48 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

渋川市公文書管理規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（準用）</p> <p>第3条 前条に定めるもののほか、教育委員会における公文書等の管理については、渋川市公文書管理規則（令和3年渋川市規則第5号）を準用する。この場合において、第1条中「市長」とあるのは「教育長」に、第2条第7号中「渋川市事務分掌規則（平成18年渋川市規則第13号）第2条に規定する課及び第4条に規定する会計課」とあるのは「渋川市教育委員会事務局組織規則（平成18年渋川市教育委員会規則第7号）に規定する課、施設及び機関」に、同条第8号中「課」とあるのは「課、施設及び機関」に、第3条第1項中「総務部総務課長」とあるのは「教育委員会事務局教育部教育総務課長」に、「本市」とあるのは「教育委員会」に、第16条中「渋川市事務専決規則（平成18年渋川市規則第17号）」とあるのは「渋川市教育委員会事務局専決規則（平成18年渋川市教育委員会規則第10号）」に、第21条第1項中「<u>市長又は副市長の決裁</u>」とあるのは「教育長の決裁」に、「秘書室」とあるのは「教育総務課」に、<u>同条第2項中</u> _____ 「渋川市事務専決規則」とあるのは「渋川市教育委員会事務局専決規則」に、第30条第1項中「渋川市公印規則（平成18年渋川市規則第19号）」とあるのは「渋川市教育委員会公印規則（平成23年渋川市教育委員会規則第4号）」に、<u>第48条</u>中「市長」とあるのは「教育長」に読み替えるものとする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第3条 前条に定めるもののほか、教育委員会における公文書等の管理については、渋川市公文書管理規則（令和3年渋川市規則第5号）を準用する。この場合において、第1条中「市長」とあるのは「教育長」に、第2条第7号中「渋川市事務分掌規則（平成18年渋川市規則第13号）第2条に規定する課及び第4条に規定する会計課」とあるのは「渋川市教育委員会事務局組織規則（平成18年渋川市教育委員会規則第7号）に規定する課、施設及び機関」に、同条第8号中「課」とあるのは「課、施設及び機関」に、第3条第1項中「総務部総務課長」とあるのは「教育委員会事務局教育部教育総務課長」に、「本市」とあるのは「教育委員会」に、第16条中「渋川市事務専決規則（平成18年渋川市規則第17号）」とあるのは「渋川市教育委員会事務局専決規則（平成18年渋川市教育委員会規則第10号）」に、第21条第1項中「<u>市長の決裁又は副市長の専決</u>」とあるのは「教育長の決裁」に、「秘書室」とあるのは「教育総務課」に、<u>同条第6項中「出先の機関の長等</u>」とあるのは「<u>教育機関の長</u>」に、「渋川市事務専決規則」とあるのは「渋川市教育委員会事務局専決規則」に、第30条第1項中「渋川市公印規則（平成18年渋川市規則第19号）」とあるのは「渋川市教育委員会公印規則（平成23年渋川市教育委員会規則第4号）」に、<u>第49条</u>中「市長」とあるのは「教育長」に読み替えるものとする。</p>